

土木環境委員会記録  
＜第1号＞

平成24年第1回沖縄県議会（2月定例会閉会中）

平成24年4月26日（木曜日）

沖縄県議会

## 土木環境委員会記録<第1号>

---

### 開会の日時

年月日 平成24年4月26日 木曜日  
開 会 午前10時2分  
散 会 午後3時37分

---

### 場 所

第3委員会室

---

### 議 題

- 1 視察調査日程について
- 2 道路、橋梁の整備事業について（真地久茂地線識名トンネル工事の契約問題について）
- 3 参考人からの意見聴取について

---

### 出 席 委 員

委 員 長	當 山 眞 市 君
副 委 員 長	照 屋 大 河 君
委 員	新 垣 良 俊 君
委 員	嶺 井 光 君
委 員	池 間 淳 君
委 員	新 垣 哲 司 君
委 員	崎 山 嗣 幸 君
委 員	嘉 陽 宗 儀 君
委 員	大 城 一 馬 君
委 員	平 良 昭 一 君

委員 新垣安弘君  
委員 吉田勝廣君

委員外議員 なし

---

### 欠席委員

なし

---

### 説明のため出席した者の職・氏名

参考人（元土木建築部長）	漢那政弘君
参考人（元南部土木事務所長）	赤嶺正廣君
土木建築部長	当間清勝君
道路街路課長	末吉幸満君
南部土木事務所長	儀間真明君

---

○**當山真市委員長** ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。  
視察調査日程についてを議題といたします。  
休憩いたします。

（休憩中に、視察調査日程案について事務局から説明があり、協議の結果、案のとおり行うことで意見の一致を見た。）

○**當山真市委員長** 再開いたします。  
お諮りいたします。

視察調査日程につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することとし、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**當山眞市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これより、直ちに出発いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時7分 休憩

午後1時33分 再開

○**當山眞市委員長** 再開いたします。

次に、道路、橋梁の整備事業についてに係る真地久茂地線識名トンネル工事の契約問題について及び参考人からの意見聴取についてを一括して議題といたします。

ただいまの議題につきましては、本委員会所管事務調査事項、道路、橋梁の整備事業についてに係る真地久茂地線識名トンネル工事の契約問題について、これまでの審査内容を確認するため、3月14日の本委員会において、関係者を参考人として招致することが決定しております。

本日の参考人として、元沖縄県土木建築部長漢那政弘氏及び元沖縄県南部土木事務所所長赤嶺正廣氏に出席をお願いしております。

参考人の皆様、本日は御多忙のところ御出席いただきましてまことにありがとうございます。

本日の説明員として、土木建築部長の出席を求めています。

この際、委員会の審査の進め方について御説明申し上げます。

まず、土木建築部長から前定例会以降の新しい事実について説明を求め、その後参考人から御意見をいただいた後、委員から土木建築部長及び参考人に対し質疑を行うことにしております。

まず初めに、真地久茂地線識名トンネルの契約問題について審査を行います。

ただいまの議題について、土木建築部長の説明を求めます。

なお、説明については、前定例会以降の新しい事実についてのみお願いいたします。

当間清勝土木建築部長。

○**当間清勝土木建築部長** 午前の視察調査に引き続き、午後もよろしくお願いたします。

真地久茂地線識名トンネル工事の契約問題等に関して、2月以降の状況の変化について、御説明いたします。

土木環境委員会説明資料の1ページをごらんください。

真地久茂地線識名トンネル工事の契約問題に関して、職員の法令遵守と事務処理の適正化を確保するため、平成24年3月13日に沖縄県行政監理本部を設置いたしました。

知事を本部長に、両副知事及び各委員で構成されており、所掌事項として、原因究明と再発防止策、全庁的なコンプライアンス研修、行政考査等を行うこととなっております。

次に、4ページをお開きください。

真地久茂地線識名トンネル工事の契約に係る国庫補助金交付決定額の一部について、平成24年3月1日に内閣府沖縄総合事務局長から交付決定取り消し処分を受けたことに対し、平成24年3月30日に不服の申し出を行いました。

不服の申し出の理由としては、国から、平成20年度街路事業（真地久茂地線外1線）国庫補助金交付決定額の一部の交付決定取り消し処分を受けたことに関して、3年国債工事の変更協議が整ったとした場合の増額工事費に対する国庫補助金と、その利息分の返還について不服があるためとしております。

5ページをごらんください。

結論として、本件補助金は、本件補助事業である真地久茂地線街路事業に全額使用されていること、仮に本来の手续をとったとしても、協議が成立せず、請負業者より裁判問題が提起された場合には、本件随意契約額が相当額であると認定される可能性が高い等の特段の事情が存すること等を総合的に考慮して、本件補助金全額の返還及び利息の請求は不当であると考えているものであります。

最後に、4月に識名トンネル上部の住宅、墓の一部にひび割れ等の被害が発生しているとの報道がありました。

午前中、現場でも資料にて説明してございますが、工事に当たっては、GPSを利用した沈下量計測を行いながら慎重に施工しており、また、既に事後調査を行い、誠意をもって補償交渉も行っているところであり、今後とも適切な対応を行っていく所存であります。

なお、トンネル上部の住宅や墓等への被害の件については、きょう午前中の現地において、南部土木事務所長等から詳細な説明をさせていただきましたので、説明は割愛させていただきます。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

**○當山真市委員長** 土木建築部長の説明は終わりました。

次に、参考人から意見を求める前に、委員会の審査の進め方について、御説

明申し上げます。

参考人が発言しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならず、発言は、議題の趣旨の範囲内で行うこととなっております。

また、本日は委員会が参考人の意見を聞く場でありますので、参考人が委員に対して質疑することはできませんので、御承知おきください。

それでは、漢那政弘参考人から、真地久茂地線識名トンネル工事の契約問題について、簡潔に御意見をお願いいたします。

**○漢那政弘参考人** 改めまして、私は、本日の土木環境委員会の参考人の漢那政弘でございます。私は、平成20年4月1日から平成21年3月31日の1年間、県土木建築部長を務めさせていただきました。今般、私が県土木建築部長として在職中にかかわった業務の中で、真地久茂地線識名トンネル新設工事（送水管沈下対策工事）が不適切な契約だと指摘を受け、国庫補助金の返還命令を受けたことはまことに残念であります。そして、県民、県議会におかれましても、御心配、御迷惑をおかけしましたことは、まことに申しわけなく思っております。現在、国、県におきまして、原因究明、責任の所在、再発防止等について調査・検討中と聞いております。私に協力することがございましたら、これからも協力していきたいと考えております。

さて、本日の土木環境委員会で私に意見を求める事項は、真地久茂地線識名トンネル工事における契約問題についてとなっております。

当工事の契約について私が知り得たこと、記憶のはっきりしていることについて、これからお答えしたいと思います。

まず、土木建築部長として報告を受けた時期について、御説明します。

平成20年12月中旬ごろでございます。当時の道路街路課長から報告を受けました。その内容は、識名トンネル工事は47.2%と極めて低入札の工事であると。そのため、請負業者との設計変更の協議が難航している。南部土木事務所と本庁でその対応策を協議した状況の報告を受けました。一般的には、3年国債の本体工事の設計変更で対処する工事でしたが、設計要領に基づく規定上、当初契約での請負比率47.2%を乗じる設計変更では合意が達せられないことから、その対応を検討した結果、双方が合意できる方法として、送水管沈下対策工法—これは新しい工種でございますので、そういう新しい工種であれば請負比率を乗じないで、追加工事として対応できるということで、新規の追加工事として随意契約という方向をとりたいということでもございました。

その際、担当課長に確認したことは、なぜもっと早目に同額変更で対応し、別件で残った工事を発注しなかったのか。なぜ、対応がおくれたのかを確認し

ております。その説明としましては、道路街路課としては同額変更を指示したが、識名トンネル工事は市街地における工事であること、トンネル掘削工事を途中で中止するという事は、トンネル上部にある家屋などの構造物に影響を及ぼし、安全上大きな問題を惹起することがあり得ること、また、中止して別件工事として発注する期間までの経費が増大することなどの経済上の問題等から、トンネル掘削工事を完了した後での変更協議とならざるを得なかったということで、同額変更はできなかったということでございました。対応がおくれた原因としては、工法の変更や当初予測できなかった現場での変更が生じて、最終的に精算変更する方向をとったということで、増額になったということでございます。

南部土木事務所が、全体としてさまざまな最善の方法を検討し、業者も歩み寄って合意した対応策であること。本庁の道路街路課や担当統括監の協議を踏まえた対応策であること。識名トンネルの市街地トンネルとしての特殊性—トンネル工事は御案内のとおり、想定外のことが起こり得る特殊な工事でございます。土木建築部長として、安全性を優先すべきだという部下の報告を信頼して、了解したものでございます。

会計検査院が指摘した事後契約ということでございますが、報告の段階では随意契約の説明だけでございまして、契約工期の説明は全くありませんでした。私自身も、工事が完了していたという認識は一工事の完了を3月とみるか、12月とみるかということがあるかと思いますが、工事がすべて完了しているという認識はありませんでした。工事は、本体工事も施工中でございましたので、工事は施工中という認識でございました。

結果的に、現時点では本庁の関与が不十分だという識名トンネル工事の契約問題に係る第三者委員会の指摘もございます。市街地トンネル工事の安全性を重視した結果、新規工種を理由にやむを得ず随意契約としたものであります。当初計画と異なる工事の大幅な変更は、その都度、工事着手前に業者と変更協議を取り交わして、設計変更を行って、請負比率を乗じることを確認しておく必要があったと考えます。その時点で変更協議がまとまらなかったら、早目に沖縄県建設工事紛争審査会—県紛争審査会等に諮って、解決を図るべきだったと考えております。

以上、当時の状況はこのようなことでございましたが、いずれにしましても低入札の工事、市街地のトンネル工事という特殊な事案でございました。会計検査院から指摘を受け、国庫返還に至ったことにつきましては、当時の担当部長としてまことに残念であり、申しわけなく思っております。強く監督責任を感じております。

私は、土木建築部長として常に安全第一を基本に、しっかり現場管理をするよう指導し、土木建築部の総合力を発揮して、適宜・適切な判断をモットーに業務を遂行してきたつもりでございますが、県民の信頼を損ねる問題に至ったことに対し、県民の皆様に深くおわびを申し上げます。

今後、原因の究明、責任の所在を明確にし、執行体制の強化やチェック体制の強化など再発防止に向けて、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

私からは以上でございます。

○**當山眞市委員長** 漢那参考人からの意見聴取は終わりました。

次に、赤嶺正廣参考人から、御意見をお願いいたします。

○**赤嶺正廣参考人** 元南部土木事務所長の赤嶺正廣でございます。

識名トンネル工事は、平成18年度から平成20年度の3年工期の工事でありましたが、私は、その3年目の4月に工事を執行した南部土木事務所の所長に着任しました。会計検査院において指摘を受けました随意契約問題について、私の記憶に沿って経緯を説明し、意見を述べさせていただきます。

1番目に、本庁契約の随意契約工事について説明します。

平成20年9月中旬ごろ、事務所の担当班から、変更協議額に倍近い開きがあり、平行線でまとまる見通しが立たないとの報告を受けました。私は、契約書の内容等を確認し、契約書第53条にある県紛争審査会の調停により解決を図るべきと判断し、請負者一大成JVに申し入れたところ、相手方も了解しました。

一方、審査が長期化しますと、次に示すようなさまざまな予測できない問題が発生する不安がありましたことから、極力、短期でおさまるよう工夫する必要がありました。

まず1つは、トンネルは掘削して、コンクリートで覆工していない部分が残っていましたために、そのような状態で地震に遭遇した場合、強度も弱く、安全上問題がありました。

2番目に、工事をとめた場合でも、請負者は工事の再開に備えて、機械、人員の確保など現場体制を保持する必要があります。長期化しますと、契約書第20条によりそれらの費用の負担を求められる可能性がありました。

3番目に、予算の繰り越し、その後の請負者からの費用負担請求を含めた、国庫補助による予算の確保が可能かどうかなど、予算執行上の問題もありました。

そこで県紛争審査会に諮る準備として、大成JVとの争点を点検しましたと

ころ、複数による項目の中で、当初契約分に含まれない追加工事についても請負率47.2%を掛けるかどうかという点が、重要な対立点になっておりました。事務所の担当者としましては、土木工事標準積算基準書の計算例に準じて、通常の工事を受注された工事と同じく、当初契約分に含まれない追加工事についても請負率47.2%を掛けると主張し、大成JVは当初契約に含まれていない新たに生じた工事であるとして、その適用に難色を示していました。私が職員に対して、当初契約に含まれない新たに生じた工事についても、請負率を適用するという事前の取り決めがなされているかと確認しましたところ、そのような取り決めはないとのことでございました。事前にそのような取り決めをしていれば、大成JVにとっても県からの新たな工事の依頼に対して、受けるか辞退するかの選択肢があったはずでございます。ところが、送水管沈下対策工事は、契約書第26条に規定する臨機の措置に相当する内容の工事であり、安全を優先して工事のふくそうを避け、迅速に対応する必要があったことから、県は特命で大成JVに工事を指示していきました。そういう背景を勘案しますと、私は相手方の合意が得られない限り、追加工事分に47.2%の請負率を掛けるのは無理があるのではないかと考えを示しましたところ、職員から異議を唱える者はありませんでした。そこで、南部土木事務所としましては、追加工事に請負率を掛けない方針を決めました。しかし、事務所側だけで独走してはいけないということで、そのような考えでよいか、担当者に本庁の道路街路課と調整させましたところ、本庁側も請負率を考慮しない方法でよいということになりました。

一方、それと平行して、紛争審査を行う沖縄県建設工事紛争審査会についても準備を進めてみると、次のことがわかりました。

1つ、県紛争審査会は、これまで1件も官対民の争いを処理したことがない。

2番目に、トンネル工事の積算は特殊で、現場を経験した者でないと理解しにくい点がありますが、9人の委員中、このことに詳しい専門家は1人もいらっしゃいませんでした。これでは、審査の期間もどれぐらいかかるのか検討がつかないということになりまして、そこでまず県紛争審査会に諮る前段として、双方から契約やトンネル工事に詳しい専門家を1名ずつ立てて、中立的立場の専門家1名を加えた3名で構成する第三者機関を設置して、短期間であっせんを求めようということになりました。大成JVからは、大学教授を推薦してきました。県は、国のトンネル工事の研究機関の専門員に依頼しました。

12月ごろ、追加工事に47.2%を掛けない方法で、県が残工事を積算しても約10億円にしかならず、大成JV試算の約16億円と6億円の開きがありましたが、ひとまず大成JVに提示しました。

第三者機関の残る1名の中立的立場の専門家選びに時間を要し、しばらく日数が経過したころ、大成JVも問題の長期化を避けたいとの意向から、県の提示した額で合意したいと歩み寄ってきました。結局、お互いの間で協議が整った形となり、県紛争審査会に諮る必要はなくなりました。

私は、南部土木事務所長として、以上の事務所の基本となる方針を決めるときは、打ち合わせに参加して判断を下しましたが、その後の契約方法など、実務レベルでの本庁との調整は担当班に任せていました。そのため、随意契約になった経緯や工期の設定については、当時把握しておりませんでした。これらについて、最近、当時の担当者から聞き取った結果は、次のとおりであります。

まず、随意契約になった経緯ですが、追加工事分を通常の変更増で処理しますと、請負率47.2%を掛ける当初契約分と請負率を掛けない追加工事の部分を合算して、1つの変更設計書にまとめる必要がありました。しかし、請負率の異なる工事を合算して1つの変更設計書にまとめ、1つの工事として変更契約をすることは、これまで事例がないということで、結局、別件として分けることになったようでございます。それで、追加分は随意契約することになったものであります。また、随意契約の工期の設定については、本来、現場の工事の時期に整合させれば、契約時点より以前にさかのぼって設定すべきでありましたが、契約担当者から、工期のさかのぼり設定はできないのではないかとの意見がありました。そこで、工事担当者は、やむを得ず契約時点から本体工事の残りの工期までの沈下安定確認や資料整理期間のみで工期を設定し、契約を結んだものであります。そのとき、特に問題があるとの認識はなかったとのことです。

以上が、本庁契約の随意契約の経緯でございますが、これから私の意見を述べさせていただきます。

まず、会計検査院は、県紛争審査会に諮らなかつたことを契約書に定められた所要の手续をとらず、安易に判断して別途契約したと断じておりますが、先に説明しましたとおり、厳しい交渉の末、県、大成JVとも紛争審査の長期化によって生じるさまざまな、新たな問題の発生を避けるため、歩み寄った結果であり、県が一方的に譲歩したものではありませんので、会計検査院の指摘については残念な思いがします。また、仮に県紛争審査会で審査して、調停が成立し、追加工事の請負率が100%と47.2%の中間的な値で決着したとしても、それを変更契約図書にする段階で、契約の方法や工期設定の問題は生じたものと思われ、工事完了後の契約で不適切だという今回の指摘事項を解決できたかは不明でございます。追加工事に請負率を掛けるべきであったかどうかは、こ

の問題の核心部分であります。私は、これからでも契約問題に詳しい専門家によって点検されるべきであると思います。そうすることによって、土木建築部の当時の対応に誤りがあったかどうか、正しく評価されるものと思っております。また、追加工事について、契約時点が工事終了後であることが、虚偽の契約であると指摘を受けた点を考慮しますと、正しくは追加工事を命じた平成19年12月の時点で、別途契約を結んで、工事をさせるべきであったということになります。それ以降の時点では、既に適切な処理方法のない隘路に入り込んでいたことになるかと思えます。

以上、これまで説明したことを総括しますと、今回の不適切な契約と指摘を受けた問題が発生した根本は、追加工事について請負率を適用するか否かの双方の合意ができないまま、臨機の措置として沈下対策工事を命じざるを得なかったことが原因であります。いわば、試合が始まってからルールを議論するような事態に陥ったことを顧みますと、今後の再発防止の観点からは、当該工事が、これまで遭遇したことの無い異常に低い請負率であったことを考慮し、当初契約時において、将来の問題発生を予測して、追加工事の精算方法を特約事項で明確に決めておくべきであったと思えます。

また、特に大規模工事については、変更協議にトラブルが発生しやすいことから、現在、国において施行中の総価契約単価合意方式を、県においても導入すべきだと思います。

次に、事務所契約の5件の随意契約工事について説明します。

平成20年12月8日に事務所は、覆工コンクリートを主体とする約5億円の残工事を中断なく実施するため、随意契約するとの方針を本庁の了解も得て、大成JVに通知していました。しかし、随意契約する場合、本体工事の請負率を掛けるべきとの会計検査院の考えが示されたことから、一般競争入札に変更するとの方針を、平成21年3月13日に大成JVに通知しました。

平成21年6月8日、大成JVから県の発注方針変更に伴う、契約書第49条に基づく県の責任による契約の解除の請求と先行材料等の精算に関する請求が出されました。事務所としては、大成JVからの契約解除の請求を拒否する一方、大成JVが随意契約を前提として加工した鉄筋等の先行資材や、覆工コンクリートの打設に必要な特殊型枠等の存置機材の精算・請求には応じる旨を、平成21年6月10日に所長名文書で回答しました。

平成21年9月1日に大成JVから先行工事、先行材料、存置機材、現場の維持管理を名目として、1億1219万円の要求が出されました。これに対し、事務所はその内容を精査し、その一部に対応して総額6573万円で5件の随意契約を行いました。私はこれらの随意契約について、先の事務所の回答の趣旨に沿っ

た契約であることを認識しておりました。

これらの契約について第三者委員会は、南部土木事務所の関係者は本庁が関与することを避けようとしていると指摘しておりますが、残工事の随意契約から一般競争入札への発注方針の変更は本庁の指示によるものであり、事務所としては、これに伴う一連の対応を本庁に隠す理由は何もありませんでした。最近になって、これらの随意契約が不適切であったとの内閣府の指摘を受けたと聞き、私には何が誤りだったのか理解できませんでした。といいますのは、材料や機材を発注者みずから購入して、請負者に支給品として提供することは何ら予算の無駄遣いにはならず、また、契約書第15条においてもそれを前提とした条項があったからであります。その後、土木事務所に随意契約の内容を確認しましたところ、材料や機材以外に工事費が一部含まれていたため、全体が不適切との指摘を受けたのではないかと聞きました。一部に、所長が指示した対応方針を外れた部分がありましたことは残念ではありますが、これに気づかなかった私の監督責任も痛感しております。

識名トンネルの契約問題に関する、私の記憶に基づく説明は以上でございます。

私はこの件に関して、在職中すべて正しいと信じた方法で業務を遂行してきましたが、結果として多額の国庫補助金返還を生じ、県民の皆様にも多大な御迷惑をおかけしましたことは、まことに申しわけなく思っています。

この上は、自分の知り得る限りを丁寧に御説明し、原因の究明と責任の所在を明確にすることが再発防止につながると思い、これから各委員の御質疑に誠意をもってお答えしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

**○當山眞市委員長** 赤嶺参考人からの意見聴取は終わりました。

これより土木建築部長及び参考人に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

**○嘉陽宗儀委員** 御苦労さまです。幾つか聞きたいのですけれども、まずトンネルの本体工事の契約日はいつですか。

**○末吉幸満道路街路課長** 真地久茂地線識名トンネル（仮称）新設工事の契約

日は、平成18年12月22日です。

○嘉陽宗儀委員 送水管沈下対策工事の契約日はいつですか。

○末吉幸満道路街路課長 平成21年1月20日です。

○嘉陽宗儀委員 平成18年に契約した工事が十分ではなかったために、結局は平成21年に沈下対策工事の契約をせざるを得なかったということですよ。なぜ、そうなったのですか。

私は、前から土木環境委員会で疑問を呈しているのは、まず、本来ならば沈下対策工事も含めて、トンネル工事の場合には設計をちゃんと完備してやるべきだと思うのです。だから私は前の土木環境委員会でも、これは設計に瑕疵があったのではないかという質疑をしました。それでは、その設計はどこがやったのですか。

○末吉幸満道路街路課長 もともとの設計は、日本工営株式会社です。それから工法の変更を行ってございまして、その工法の変更のときに日本建設機械化協会が加わっております。

○嘉陽宗儀委員 この設計した会社は、本土企業ですか。

○末吉幸満道路街路課長 そのとおりです。

○嘉陽宗儀委員 当然、設計図書が出たら一本土企業ですから、トンネルをつくる場合の事前調査を綿密にやらなければならないと思うのです。その場合に皆さんは、その設計図書の点検を具体的にどうやったのですか。

○末吉幸満道路街路課長 トンネルの工法とか設計するときに、重要な点については、独立行政法人土木研究所という国の研究機関がございしますが、そういうところとも相談しながら決定したと。

○嘉陽宗儀委員 皆さんの部内での担当者はだれですかと聞いたのですが、後で専門的なことを質問したいのですが。

○末吉幸満道路街路課長 設計業務自体は、南部土木事務所の職員がやっ

ます。それで、設計担当者とコンサルタントと協議して、重要な断面等の確定あるいは工法等の確定のときには、国の研究機関の独立行政法人土木研究所というところがございます、そういうところとも相談しながら、設計を進めていたということがございます。

○嘉陽宗儀委員 その設計図書については、十分審査をしたので間違いはなかったという立場ですね。

○末吉幸満道路街路課長 そのとおりです。

○嘉陽宗儀委員 こういうトンネル工事の場合に一番問題なことは、きょうも見てきた水位の低下の問題です。それによって、どれだけの水量が放出するのかということがあるのです。水位が下がったら当然、地盤が沈下して、今回のように沈下対策工事をやらざるを得ないということになるわけです。そういう面で、皆さんは水量の計算をどうしたのかということを知りたいのですが、皆さんからもらったこの資料—工事設計書を見たら、トンネルの防水工事とかいろいろ出ていますけれども、トンネルの防水工事とは具体的にどういうことをやっていますか。

○末吉幸満道路街路課長 トンネルの防水工事とは、トンネルそのものに、トンネル内部に入ってくる水を抑えるような工事です。

○嘉陽宗儀委員 皆さんの図面を見ると地下排水溝、地上排水溝、横断排水溝をそれぞれつくっています。これらから出てきた水量は幾らですか。

○末吉幸満道路街路課長 水量そのものは把握していないということです。

○嘉陽宗儀委員 こういう場合に水脈が切れて、いろいろトラブルが起こるのはこの点です。だからトンネル工事—山ならよいけれども、こういう住宅地域でやる場合には、特に那覇市識名は水が豊富な地域でしょう。だからこれによって水量がたくさん出るのであれば、その分だけ水位の低下についても全体としてどれだけあるのか、あれだけの面積にどれだけの水量が含まれているのか、当然計算して、これから幾ら流れ出ているのだから、その影響による地盤沈下はどれだけ起こるかということは、設計の範囲でやらないといけないでしょう。どうですか。

○儀間真明南部土木事務所長 午前中の説明で少し足りないところがございましたので、この場をかりて補足説明をさせていただきます。

地下水の調査につきましては、平成17年度から継続して平成22年度まで実施しております。我々では水門調査という呼び方をしておりますが、例えば、トンネル周辺の井戸あるいは既存のボーリング工、そしてわき水や識名園の池、そしてトンネルの近接した井戸等、そういうところについて、合計10カ所で継続して調査をずっとやっております。その結果、評価としては、長期的な観測でも地下水の上昇あるいは低下は見られていないというところでございます。

○嘉陽宗儀委員 ああいう工事の場合、水脈、地下水の保全をどうするかということが、非常にキーワードだと思うのです。今後もきちっと水量などについても計算をしないと、地盤沈下はどんどん進んでいきますよ、今の答弁のやり方だったら。きょうはそれが主ではないので指摘だけにしておきますけれども、やはりきちっと、今後も沈下対策については水量問題を含めて検討してください。

それで、平成18年に契約して、工事して、あと平成21年1月20日に沈下対策工事を契約していますけれども、これは具体的に幾ら沈下したから—これは想定外で、実際そういう沈下が始まったので、工事をする事になったのでしよう。この想定はやっていたのですか、やっていなかったのですか。今の水が出てくるのがわかっているのだから。

○末吉幸満道路街路課長 もともとトンネル上部にある物件、送水管等というのですか、企業局の送水管、那覇市上下水道局の水道管については、当然我々は把握してございました。それが沈下しないようにということで、トンネルの上部をある程度の沈下対策工と地盤を固めながらやっていたのですけれども、那覇市上下水道局の水道管で沈下の大きな傾向が見られたと—GPSですね。それより大きな送水管—久茂地側に企業局の送水管がございますので、それでは危険だなということで改めて工法を検討した結果、今回の沈下対策工事となった次第でございます。

○嘉陽宗儀委員 私が指摘しているのは、当初から今、質問した中身を十分に議論して掌握していれば、当然、沈下量予想も皆さんの業務の中でやらないといけないと思うわけです。ところが、それをやっていないから、實際上、現場で工事を進めてみると沈下が始まったものだから、沈下対策工事を急いでやっ

たということが現実でしょう。

○末吉幸満道路街路課長 もともと我々は工事の中で、トンネル上部の沈下は30ミリメートル程度と想定して、それ以内におさまるような工法で工事をスタートさせてございます。先ほども申し上げましたけれども、那覇市上下水道局の水道管の沈下で大きな傾向が出てきたものですから、工事の途中で改めて、沈下を抑えるためにはどのような工法をとったほうがよいかということで、新たな送水管沈下対策工事ということで工法を変更したと、新たな工種を追加したということです。

○嘉陽宗儀委員 そもそも論からいえば、設計の時点でもっと綿密さを持って対応していれば、こういうことにならなかったのではないかという考えがあるから、私はそのことを聞いているのです。よその公共工事でも最初から想定内だけだったらよいのだけれども、想定外のものもやはり出てくるわけだから、伊良部架橋でも何度も変更するから一あれも想定外はよいのだけれども、この場合にはあれとは非常に違って科学的に検証すれば、十分に対応できるようなものがあつたと思うのです。きょうはそれが主ではないですので、これも指摘だけにとどめます。

それで、普通ならば平成18年の本体工事、平成21年の沈下対策工事は全然別工事です。皆さんは、これは別工事ですよということで大分やっています。沈下対策工事はトンネル工事の一環ですか。

○末吉幸満道路街路課長 先ほど漢那元土木建築部長と赤嶺元南部土木事務所長からも説明していただいたように、我々は、もともとは本体工事の変更でやりたかったのです。本体工事のトンネル工事の中で、増額変更ということでやりたかったのです。別件で分けるわけではなくて、このトンネル工事の請負率47.2%の工事の一環だということで、その増額変更で処理したかったということがもともとのスタートでございます。

○嘉陽宗儀委員 本体工事を平成18年にやって、結局は沈下対策工事をやらざるを得なかったわけだから、平成21年と3年余り過ぎているわけだから、同じ契約で、契約変更で済まそうというのは無理があるのではないですか。沈下対策工事は全然、別工事だから。

○末吉幸満道路街路課長 沈下対策工事は、トンネル本体工事にかかわって出

てきた工事なものですから、もともと私どもがこれまで説明してきましたように、本体工事契約の増額変更で処理したかったのです。ただし、先ほどから漢那元土木建築部長、赤嶺元南部土木事務所長からも説明していただいていますように、変更するときには請負率47.2%を掛けないといけないという協議がずっと続きまして、最終的に双方が歩み寄ったところということで、この新規の工事として沈下対策工事を随意契約でしたというのが経緯でございます。

○嘉陽宗儀委員 前に進みます。それで、請負業者とこの件についての契約変更、架空工期の話からいろいろあります。これは全部つながってくるわけけれども、これは主に大成JVというのですけれども、大成建設株式会社のどことやっているのですか、下請ですか。皆さんが大成建設株式会社本社と直接やっているのですか。

○末吉幸満道路街路課長 当然、大成JVのメインであります大成建設株式会社との協議となっております。

○嘉陽宗儀委員 その場合に、県内業者が2社、JVで入っています。この皆さんとの協議はしたのですか。

○末吉幸満道路街路課長 JVの代表構成員であります大成建設株式会社との協議になります。

○嘉陽宗儀委員 そうすると、代表構成員の大成建設株式会社とだけ協議して、県内業者との話し合いはしていないと。県内業者からの意見は聞きましたか。

○末吉幸満道路街路課長 先ほども言いましたが、この工事の3社JVの代表構成員は大成建設株式会社になっておりますので、私どもの交渉相手は代表構成員の大成建設株式会社となります。大成建設株式会社が、地元のあと2社とどのような協議をやっているかということは、私どもはわかりません。

○嘉陽宗儀委員 そのことはわかりました。

次に、平成20年12月9日付決裁の予算執行伺で、当時の統括監は漢那氏でしょうか一皆さんから資料でもらったものです。平成20年12月9日付決裁の予算執行伺、ありますか。

○末吉幸満道路街路課長 仲田文昭統括監です。

○嘉陽宗儀委員 この予算執行伺について聞きたいのだけれども、今、手元にありますか。皆さんからもらった資料ですけれども。

○末吉幸満道路街路課長 その予算執行伺は、手元にあります。

○嘉陽宗儀委員 それで、この予算執行伺を見ると、普通、予算執行伺は各担当が部局に応じて班長、課長、統括監まで全部含めて決裁して、最後に決裁責任者が決裁します。この段取りはどうですか。

○末吉幸満道路街路課長 そのとおりです。

○嘉陽宗儀委員 私に出したものは印鑑が何もないけれども、これは消したのですか。

○末吉幸満道路街路課長 委員にお渡しした資料は、個人情報に該当するという事で印鑑は消させていただきました。

○嘉陽宗儀委員 本物には全部印鑑が押されていますか。

○末吉幸満道路街路課長 押されています。

○嘉陽宗儀委員 後で本物を、全部印鑑が押されたものを下さい。これを見たら、当時の漢那土木建築部長の印鑑も押されていない、だれが決裁したのかわからない。議会在審議しようとするときに、だれが決裁したのかわからないような文書を資料として出すのはまずいのではないですか。

○末吉幸満道路街路課長 改めて、印鑑を消していない資料をお渡ししたいと思います。

○嘉陽宗儀委員 漢那参考人に聞きますけれども、今の状況の中で、本体工事と沈下対策工事の兼ね合いがあります。これについて、どれだけ土木建築部長としてかかわっていましたか。

○漢那政弘参考人 どのようなかかわりというお話でございますが、先ほど私も申しましたように、平成20年12月中旬ごろでございます。当時の道路街路課長が説明に来ていました。先ほど申しましたとおりでございます。それで随意契約を了としたということで、かかわりはそこまででございます。

○嘉陽宗儀委員 決裁額からいったら、当然これは土木建築部長が決裁しないといけない額ですよ。漢那参考人は、十分目を通さないでやったのですか。

○漢那政弘参考人 そういうことで、当時の道路街路課長はわざわざ説明にまわっているわけでございます。

○嘉陽宗儀委員 道路街路課長が説明したので、漢那参考人は決裁したわけですね。

○漢那政弘参考人 そのとおりでございます。

○嘉陽宗儀委員 県が不服の申し出書を出していますけれども、これを読んでも、皆さんの主張と請負業者の主張がかなり食い違ってきて、私は前の土木環境委員会でも、建設工事請負契約約款からいえば、県が方針を出して業者に求めることをすれば解決するのではないかという話だったけれども、ところが、今言ったスタートの設計絡みでいろいろトラブルが起こっているのです。そういうことになっているのです。だからこれは、当時の土木建築部長としてはこの問題について責任はないと、基本的に当時の土木建築部長としては、こういうことについて責任はないという考えなのですか。

○漢那政弘参考人 今、本体工事のお話ですが、委員の皆さんに御案内のとおり、真地久茂地線識名トンネル工事の新設工事、いわゆる本体工事です。本体工事は御案内のとおり、平成18年度から平成20年度の3年度にわたる工期でございます。私はその3年目に土木建築部長として着任しております。したがって関係がないということではなくて、その中で送水管沈下対策工事が、私の在職中に契約を締結したということでございます。

○嘉陽宗儀委員 今の設計額に対する入札率について、結局は請負業者と折り合いがつかなかったときの担当者にはなるのですか、当時の土木建築部長として。沈下対策工事について。

○漢那政弘参考人 担当者といえますか、私は当時の担当部長でございまして、土木建築行政全般の責任者でございまして。そのときの決裁者は私でございまして。

○嘉陽宗儀委員 時間もないので、やはり本来ならば、決裁でこういうトラブルをきちっとしていれば起こらなかったのだらうと思うのです。それ以上は言いませんので、私の質疑は終わります。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。  
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 赤嶺参考人にお聞きします。

当間土木建築部長も前からずっとお話ししてはいますけれども、その本体工事があって、追加工事が出てきたと。そのときに、本体工事の中に新たな沈下対策工事を入れたいのだけれども、47.2%という本体工事の請負率が足かせとなって、その業者を説得できなかつたということで理解してよろしいですか。

○赤嶺正廣参考人 この47.2%を掛けるかどうかということは、基本的には相手の同意を得てやるべきものという理解でございまして。契約事項ではないということです。これまでもすべて同意を得て、当初の請負率が掛けられて、精算されているということでございまして。ですから、請負率が高ければ—そういうトラブルは、今までに生じたことが1件もないのですが、今回の場合は請負率が非常に低いものですから、例えば100万円分の工事を急ぎでやってくださいと命じて、精算の段階で、標準歩掛かりで積算すると100万円になるのだが、本体工事も47.2%でやってもらっているんで47万円をお願いしますと。お願いはしたのですけれども、相手の同意が得られないものですから、これを契約上、相手に押しつけることは無理ではないかと判断したということでございまして。

○吉田勝廣委員 会計検査院の報告の中で、いわゆる県紛争審査会に諮るべきではなかったかという指摘があったと。先ほどのお話では、赤嶺参考人としては、それに対してはちょっと問題があるのではないかと。それはどういうことですか。

○赤嶺正廣参考人 県紛争審査会に諮って解決すべきなのは筋でございまして

れども、先ほども御説明しましたように、実際、その紛争審査会で官民の争いを審査した例はないということでございましたし、非常に問題が難しいわけでございます。また、トンネル工事は先ほども言いましたように、当時は全部掘削したままで、補強のコンクリート覆工をやっていない状況も半分ぐらい残っておりまして、このような状況下で話し合いが長く続いて工事がとまったりしますと、強度が弱いわけですから、そのときに想定外の地震だとか、こういうものが起こった場合は危ないということで、県紛争審査会に諮る準備はしつつも、なるべくそれを早く終わらせるようにしたいという努力をしたということでございます。

○吉田勝廣委員 そうすると、その紛争審査会で協議が長くなればなるほど、皆さんが工事責任者として、本体の工事の中で何か想定外の突発的な事故が起きたら危ないということで、追加工事という形で本体工事にすべきだったところを、追加工事で随意契約したということでございますか。

○赤嶺正廣参考人 会計検査院は、請負契約書で書かれているので、それは最後まで争うべきだったのではないかという指摘です。ところが、現場を預かる所長はそういったリスクを背負っているものですから、言ってみますと、可能性の低いものはみずから争点から取り下げて、争うべきものだけ残したというスタンスでございます。

○吉田勝廣委員 そうしますと、先ほども3つの点を挙げていました。県紛争委員会に諮った場合に、官民で争った事例がなかったり、いわゆる想定外の事故が起きたらどうなるか。それで3名、調停機関として県、そして大成JVからも出てきた。あと1名が難しかったと。その中で、10億円と16億円が出てきましたと。これは追加工事かどうかわからないけれども。そういう紛争調停の中で3名が出ていれば、ある程度は会計検査院の指摘を受けなくてもよかったのですか。

○赤嶺正廣参考人 恐らく、会計検査院にはそういう取り組みを行ったという説明はしたと思います。担当に聞いてみないとわかりませんが。ただ、それが認められなかったということではないかと思いますが。

○吉田勝廣委員 そういう努力はしたと。努力はした結果、1名の委員が決まらなくて、10億円と16億円の差額を一県が積算した10億円になったので、それ

で随意契約したということで理解してよいですか。

○赤嶺正廣参考人 お互いの間で合意が成立したものですから、あえて県紛争審査会に諮る必要がなくなったと理解しています。

○吉田勝廣委員 そうしますと、1つは本体工事でやるべきところだったけれども、47.2%という低入札のために工事請負会社がそれを拒否したと。会計検査院は県紛争協議会に諮るべきだったと。現場の状況認識は別として、そういうことで本体工事の47.2%を掛けて、いわゆる請負業者とやるべきではなかったかと。協議が整わなかったので、県紛争審査会にかけるべきだったと。赤嶺参考人としては、そういうところをやるといういろいろな問題が出てくるので、これは3名で第三者機関を開こうとした。最終的には、県の指摘の10億円という形で請負会社が納得したので、追加工事として一本体工事ではなくて、そして新たな工事契約として随意契約したと。こういうことで理解してよいですか。

○赤嶺正廣参考人 まず、基本的には妥結する金額があります。金額については、先に折り合いが見えてきたわけです。その増額する分について、1本の設計書として変更増で処理するのか、あるいは別件に分けて随意契約にするのかということは、事務処理上の技術で随意契約にしたということです。私はそのときの詳しい話に加わっておりませんので、当時の担当者から聞いただけなのですが、分けることにしたという説明を受けております。

○吉田勝廣委員 工事がなされて、工期が終わって、前に契約すべきだったのか、後に契約すべきだったのかという先ほどの話があったものですから、普通、工期が終わってから契約することもあり得るのですか。

○赤嶺正廣参考人 その現場の実情に合わせれば、本来は、工期はもっと前からさかのぼって契約すべきだったかと思えますけれども、担当者の話によりますと、契約のルール上、その契約時点からさかのぼってやることはできないということだったと。ただ、増額変更をする場合には、事実上は前に工事指示を出して、一番最後に精算する形で、後追いでさかのぼって契約する一事実上そうなのですからけれども、増額変更で処理する場合にはこういう問題が起こらないわけです。切り離れた途端に、想定しないようなこういう問題が起こってきたということでございます。

○吉田勝廣委員 私もよくわからないのだけれども、会計検査院は、工期が終わってから契約したことが問題ではないかという指摘をしておりました。今度は道路街路課長に聞きますけれども、そういう工期の後で契約するというのは、ある意味ではすぐばれることとか、だれが見ても、私たち素人が見てもちょっと変だねと。あえてそれをしなければならなかったというのは、なぜでしょうか。

○末吉幸満道路街路課長 今回の工事、これまでも当間土木建築部長も説明しましたけれども、みんな、工事全体が終わっているという理解ではなかったのです。3月まで本体工事の契約がありますので。先ほど赤嶺参考人も、始まる前に全部やらないと、途中からは全部後だよという話になるのですけれども、我々としては、まだ全部工事が終わっていないということで、途中で終わっていないという理解で当時、工期の設定は可能だと判断してやっています。ただ、先ほど変更契約の場合には、当然、工期の途中で現場の指示、あるいは主任監督員、あるいは南部土木事務所長を交えての指示で工事を先行させていただいて、工期の終了一、二カ月ぐらい前にこれを精算変更するという形の事例が多々ございます。今回のものも、これをやれば一番すっきりしたのですけれども、これまで何度も説明しましたように、それをやったときには請負率を掛けざるを得なくなると。最近、ちょっと違った契約方式が出てきましたけれども、それが採用できればよろしかったのですけれども、当時は請負率を掛けないといけないということがずっと隘路になっていて、別件契約になってしまった。それが今、非常に大きな問題になったという状況でございます。

○吉田勝廣委員 漢那参考人は、今、そういう感じの状況認識はあったのでしょうか。

○漢那政弘参考人 先ほど申しましたように、平成20年12月ごろでございますが、当時の道路街路課長からこういう設計変更をしたいのだけれども、設計変更は双方が合意しなければできないもので、押しつけるわけにもいきません。そういうことで合意ができないということは、報告を受けております。

○吉田勝廣委員 県紛争審査会に諮るという意識はありましたか。

○漢那政弘参考人 当時はそういうことよりも、安全を第一に考える。先ほど来申し上げておりますように、土木工事は想定外のことが起こります。まして

や、トンネル工事はなおさらでございます。その上、市街地のトンネルでございます。そういうことで、大変危険な落盤だとか、出水とか、そういう危険と隣り合わせの工事でございます。やはり現場では安全を優先して、考えて現場指示でやってきたと。先ほど道路街路課長からもございましたけれども、基本的には最後の工事の終わりのほうで精算変更をするわけでございますが、今回はその合意が整わなかったということで、当初工事にはない—当初工事のものは請負率の問題が出てきますけれども、当初工事にはない新しい工事を取り出してというのは変ですけれども、新しい工種について契約したということでございます。

○吉田勝廣委員　そうすると、赤嶺参考人も漢那参考人も、最終的には本体工事が47.2%でなければ、そのまますぐいっただろうなど。

2つ目は、請負業者が、47.2%では本体工事の中での追加の工事を請け負わなかったと。それで追加工事になったと。新たな契約として随意契約をしたと。

それから、先ほど3点目に指摘された、いわゆる市街地のトンネル工事の難しさとか、想定外だとか、そういうことがあって、お二人の話を聞くと、自分たちのやっていることはある程度やむを得なかったということで理解してよろしいでしょうか。

○赤嶺正廣参考人　そのとおりでございます。

○漢那政弘参考人　そのとおりでございます。

○當山眞市委員長　ほかに質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員　漢那参考人に聞きますけれども、平成18年12月に土木委員会が開かれて、その委員会記録もあるのですが、この中では先ほどから話をされているように、47.2%という低入札率、設計金額の2分の1だったということを含めて入札の妥当性、それから、赤字覚悟のつもりの実績づくりだったのかということがいろいろ問題になって、当時の土木建築部長は、その工事自体に何ら問題はないということで答弁されているのです。平成18年に本体工事でこういった問題点を指摘されながら、結果的には、追加工事で問題が起こったわけです。そのときの議会があれほど問題がないかということで、入札の問題について指摘しておきながら、今言われているような問題が起こったと。そうい

う意味では、漢那参考人はその問題点の自覚はなかったのかどうかも一就任が平成20年度ですから、3年後です。その時点のことは全く知らなかったのか。本体工事の時点における委員会の議論を知らないで、先ほど安易にというか、事を進めてきたのかと思ったのですが、それはいかがですか。

○漢那政弘参考人 確かに、47.2%は大変低い、低入札でございます。それを前提で工事しているわけでございますから、その上で、私どもは設計変更を—今まで設計変更は、協議を進めて合意に達してきたものですから、最終的には合意に達するものだという認識が、現場でも私どももあったものだと考えております。

○崎山嗣幸委員 当時の議論の中に、これだけ請負金額が設計金額の半分になることは異常だと。それで、この価格での請負契約が適正ではなかったのではないかということを言われていて、請負金額との関係をしっかり見きわめるべきではないかと。そうでないと、後から大きな問題が起こりますよということが委員会記録に残っているのです。この開きのことも含めて—この差異については入札のあり方もあったと思いますが、これは何ら問題はなかったという考え方ですか。

○漢那政弘参考人 私は、その平成18年のころは外郭団体にいたものですから、議会のやりとりは新聞紙上、あるいは委員のおっしゃるようなものでしか読んでおりませんが、当時、土木建築部は落札した業者にヒアリングを行っております。会社の経営状態、あるいは積算根拠等を確認し、品質もしっかりと良質なものと判断したと聞いております。

○崎山嗣幸委員 当時の土木建築部長が問題ないということで進めたら、後で問題が起こったということにおいては、平成20年度に就任した当時の漢那土木建築部長は、やはり本体工事で問題を醸し出しているものだから、注意を払うべきだったのではないかと私は思います。

それから、関連して赤嶺参考人に聞きますが、赤嶺参考人は先ほど本体工事の落札率のときに、追加工事が起きたときにしっかりここにそれなりの条件を付せば、この業者は辞退したかもしれないと言っておりました。しかし、これは本体工事のときに、何で当時はそういうことをしなかったのかという疑問があるのです。赤嶺参考人が先ほどおっしゃったことが不備というのか、当時、本体工事のときにそういったことをしなかったミスがあったのかどうか、お聞

きしたいのですが。

○赤嶺正廣参考人 本体工事の当初の契約の段階で、この47.2%で受注してもちゃんと品質が確保できるのかといった方面の議論がなされたかと思いますが、こういう予測できない追加工事が発生したときにどういう取り扱いをするのかという議論が抜け落ちていたかと思います。その点は、やはり当初できっちりやっておくべきだったと私は思います。

○崎山嗣幸委員 再度、漢那参考人に聞きます。

第三者委員会の見解の中で、状況把握、適切に関与しなかった本庁側に根本的な責任があるということで、第三者委員会は結論づけております。根本的な責任という意味では、虚偽の契約書を作成したのではないかということ、それから、法令遵守の意識が欠けていたのではないかということが、第三者委員会の見解であります。漢那参考人は、そのことに関してどのように理解していますか。

○漢那政弘参考人 私は、その時点では契約の工期について説明を受けておりませんでした。ということは、工期につきまして課題あるいは問題等があるという、当時の道路街路課長はそういう認識がなかったのだらうと思います。要するに、課題とか問題点がです。そういうことで、私にはそういう説明がなく、その説明の範囲は変更協議が整わない、どうしようとかいろいろな対策を協議したと。追加工事としてやることにしたと。追加工事は新たな工種であると。要するに、請負率を乗じないで済むようなものということで、そういうことでの随意契約でございますから、随意契約の理由として十分成立するという説明が主でございました。したがって、委員がおっしゃるように、虚偽の契約という認識は全くございません。

○崎山嗣幸委員 第三者委員会の指摘の中で、南部土木事務所の書類を精査せずに手続や、先ほど決裁されたということでありましたが、決裁を進めてきたということは、無責任であるという内容になっています。それは今、指摘されているものについては、しっかり南部土木事務所からの書類を精査したという認識か、あるいは第三者委員会の結論と違うのかどうかについてはいかがでしょうか。

○漢那政弘参考人 今おっしゃる設計図書の決裁でございますが、その決裁に

つきましては、当然目を通すわけでございます。課題、問題があるような、あるいは特別に報告するようなものについては、すべて所管課から説明が来ます。したがって、今回の送水管沈下対策工事につきましても、そういうことで道路街路課長がわざわざ説明に来ているということでございます。

**○崎山嗣幸委員** 現場の赤嶺参考人に聞きますが、現場の責任という意味では、工事管理と現場指示による安易な工事続行があったのではないかということが、第三者委員会の見解です。その中において、詳細な積算がされていないということと、あるいは現場監督の一部の独走ではなかったのかということ、それから、増額費用の協議がしっかり整わないまま工事を進めたのではないかということで、大体3点ぐらい指摘されているのです。この第三者委員会の指摘について、赤嶺参考人はどのような認識をお持ちですか。

**○赤嶺正廣参考人** まず、現場管理でございますけれども、確かにトンネル工事は特殊でございますので、その工事がどこまで進んでいるとか、そういったものは報告もありますし、品質管理して進められているということでございますけれども、この進められている工事が幾らの金額になるのかと。積算は、本当にこれは、実は担当にしかわからないぐらい複雑なものでございます。そういったことで、上司がこの辺について把握していなかったのではないかという指摘ではないかと思えます。

**○崎山嗣幸委員** 最後になりますが、議会との関係です。南部土木事務所は業者に対して、議会の承認を要しない範囲で随意契約をしたいという文書を出したとあるのですが、これは南部土木事務所として、業者にしっかりこの文書を出したということでしょうか。

**○赤嶺正廣参考人** 実はこの件につきまして、私も覚えがないものですから、先日南部土木事務所に伺いまして、一体どういう意味なのかと前の南部土木事務所長に聞きましたところ、これは担当レベルで請負業者とやりとりしたときに、そういう文書がありますということでございました。所長名で出した文書ではなくて、担当レベルで請負業者とやりとりした文書の中で、そういうものがありましたということでした。

**○崎山嗣幸委員** これは実際の議会—5億円以上の契約を分割して、そういうことをいろいろ言われてきたのですが、議会の審議逃れではないかということ

は、今は定かではないとおっしゃっています。議会の権能としては重大な問題だと思います。これからも含め、そういうことがあってはならないと思います。

漢那参考人にもお聞きしますが、その後、現在の当間土木建築部長もそうですが、与世田副知事も二転三転しています。そういった議会の関与をさせないために分割したということ認めて、それから発言もそういう思いがあったのではということで二転三転しておりますが、漢那参考人としては、これは実際に分割して5億円未満にしたのかということも含めて、実際の意図といえますか、どういうことだったのかをお聞かせください。

○漢那政弘参考人 再三申し上げますように、12月中旬に説明に来ているわけです。その際の工事費は約4億5000万円だったと思います。それは分割するためにそうしたわけではなくて、送水管沈下対策工事を積み上げたら、4億5000万円になったと報告を受けております。それから最近でございますが一最近といっても先月末ごろでございますが、確認したところ、予算そのものが5億円しかなかったということも申し添えて、そういうことを聞いたところでございます。

○崎山嗣幸委員 当間土木建築部長に確認しますが、2月20日ごろですか、記者会見で与世田副知事が、議会承認を必要としない5億円未満で分割発注した、議会のチェック機能を逃れ、法令遵守に欠けていたと記者会見したという記事があるのですが、今の見解は若干違うような感じがするのです。この認識は、県当局としていかがですか。

○当間清勝土木建築部長 与世田副知事には去年の5月から経緯は説明してまいりました。しかし、与世田副知事がその発言をしたときには、第三者委員会の報告書を見て、これはおかしいのではないかと、与世田副知事が独自に判断したものです。その後、私たちから、これは新規工種である沈下対策工事そのものを積算した結果が4.5億円でしたということを説明し、与世田副知事にそれを納得していただいて、その後は、あくまでも積算した結果が4.5億円で議会事項ではないということで、県としては説明しているところでございます。

○崎山嗣幸委員 いずれにしても、そういったことがあったらゆゆしき問題であって、議会での審査、チェック機能を逃れるようなことがあってはならないと私は思ったのです。これは現状でそういうことがあったら、私は問題だと思いますので、そういう事情も含めてしっかり検証してもらいたいと思います。

○**當山眞市委員長** ほかに質疑はありませんか。  
大城一馬委員。

○**大城一馬委員** まず、漢那参考人、赤嶺参考人に確認したいのですが、お二人とも第三者委員会、そして県庁内部にあります行政監理本部には、何か事情聴取あるいは意見開陳等がありましたか。

○**漢那政弘参考人** そういう要請あるいは電話、文書等々はございません。

○**赤嶺正廣参考人** 私は前の南部土木事務所長に対して、第三者委員会が必要であれば、いつでも出席して説明しますと話してありました。そういう要請はありませんでしたが、土木建築部からそういう調査がありました。

○**漢那政弘参考人** さきの答弁の訂正をお願いします。実は、聴取表というものがございまして、土木建築部からファックスが送られてきまして、それを記載して返したことがあります。

○**大城一馬委員** 今の調査については、私も手元にないものですから質疑をするわけにはいかないのですが、2点だけ赤嶺参考人にお聞きしたいと思います。先ほど、平成20年9月中旬ごろですか、県紛争審査会にゆだねることを南部土木事務所長が提案したが、しかし、専門家がその中にいないとか、あるいはこれまで県紛争審査会による官民の調停がなかったという内容で、説明が冒頭にありました。これは結果的に、提案をしなかった判断はどなたがやったのですか。それとも指示があったのですか。

○**赤嶺正廣参考人** 私としましては、まず、紛争の長期化を避けたいということがありましたので、請負業者と相談しまして一要するに、お互いが合意できればよいという基本から、それでは問題に詳しい方に仲裁をいただいて、それでお互いに歩み寄ろうという形で、独自で第三者機関をつくりましょうと。ですから南部土木事務所、県推薦の専門家1名、相手方推薦の専門家1名、そして双方が同意する中立的立場の1名、この3名によって—これはもちろん、トンネル工事に詳しい方を入れて議論してはどうかということで、大成JVも結構ですということで、お互いめいめい委員を推薦して、お願いして、これは見つけられました。

○大城一馬委員 これは、南部土木事務所長の、要するに独断でということ Understandingしてよろしいですか。

○赤嶺正廣参考人 南部土木事務所長の発案でございます。

○大城一馬委員 第三者委員会から、本庁の管理も指摘されているわけです。やはり、そのときに本庁との協議をしながら、しっかりとした県紛争審査会にゆだねることができていれば、そういった問題も起きなかったのではないかと、いう指摘をずっとこの間もしてきたし、第三者委員会もしてきたわけです。しかし、これは南部土木事務所長の独断となっていますから、これにつきましては最後にやります。

もう一つ、随意契約は本庁の指示であったと一先ほど、私の聞き違いかも知れませんが、そういった説明が冒頭あったやに聞いておりますけれども、どうですか。

○赤嶺正廣参考人 その説明の随意契約といいますのは、別の業者に発注しました残りの追加工事の分を、当初は工事を中断なく行うために、もとの大成JVに随意契約しようということを本庁の了解も得て、随意契約しようという方針があったのですけれども、やはり、会計検査院の意向からすると、これは一般競争入札にしなくてはいけないという指示は、本庁の指示でございましたということでございます。

○大城一馬委員 最後になりますけれども、今、県庁内部で総務部担当でやっているみたいですが、関与した職員の処分の検討がなされているようでございます。その件につきましては、まだ私ども議会にも提起されておられませんけれども、今回、識名トンネル問題で元土木建築部長、そして元南部土木事務所長を参考人として招致して、きょうのこの土木環境委員会になっておりますけれども、今、検討されているのは、現在いる職員の処分です。そうしますと、当時の現場の最高責任者である赤嶺参考人、そして本庁の漢那参考人、このかかわった職員の処分が決まりますと、お二人にとってはどういう責任のとり方があると思いますか。

○漢那政弘参考人 当時の土木建築部長として監督責任があると判断された場合は、誠実に対応したいと考えております。

○赤嶺正廣参考人 私も処分を受ける側でございますので、これにつきまして、県の判断を待ちたいと思います。

○大城一馬委員 いかなる処分にも甘んじて受けるという覚悟ですか。

○赤嶺正廣参考人 いかなる処分にもということではございません。私は、やったことはすべて正しいという方針でやってまいりました。ただ、間違いはあったと思います。ということで、自分の間違いの尺度に合わせまして、責任を負わなければならないのではないかと思います。

○漢那政弘参考人 いかなるという御質問でございますが、やはり当時の土木建築部長として監督責任があると判断された場合は、誠実に対応していきたいと考えております。

○大城一馬委員 県民の血税から5億8000万円余が返還されております。やはり、これは県民にとって極めて大きな負担でございます。そのことをしっかりと認識して、たとえ前職であっても、しっかりとそのことを認識していただきたいということを申し述べて、終わります。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。  
平良昭一委員。

○平良昭一委員 2点ぐらいお聞きしますけれども、先ほどの質疑の中で、赤嶺参考人は正当に仕事を行ってきたと言っておりましたけれども、不適切なものとして架空の契約書が行われてきたことは、第三者委員会からも言われておりますけれども、不適切なものという認識はないのですか。

○赤嶺正廣参考人 私は、正しいと思ってやってきたことではありますが、結果として不適切だったものはあろうかと思います。

○平良昭一委員 結果として、不適切なものであるかもしれないと。まだ、本人の中では疑義を持っている状況であると。そうであれば、大成JVとの一連の中で、協議が難航したことに関しての努力、それに関しては自分は誠意をもってやったきたつもりだと、今でも自信を持って答えられますか。

○赤嶺正廣参考人 そのとおりでございます。

○平良昭一委員 これまでの経緯からすると、大成JVは何度も協議を求めてきたと。それに関して、県は全く無視し続けて工事をやりなさいということで、やり続けてきたという業者からの意見もございますけれども、それに対する見解はいかがでしょうか。

○赤嶺正廣参考人 確かに、大成JVはもっと早い時期から、平成19年のころから協議を求めてきたと聞いております。私は、平成20年度から南部土木事務所長となったわけですけれども、確かに平成20年4月に着任して、この問題に取り組みましたのは9月ですので、その5カ月間、この問題に余りタッチしておりませんでした。

○平良昭一委員 そうであれば、公務員の4月人事異動に際して、担当者がかわってくる。その流れの中で、大成JVは作業を急ぎたい。しかし、担当者はこれを十分把握していない方々が着任してくる中で、ずっとおくらせてきたということであれば、業者に対する責任はそんなに責められるような状況にないと私は判断しますけれども、その件に関してはどうですか。

○赤嶺正廣参考人 請負業者の側に責任はないかという御質疑かと思えますけれども、たしかにそうだと思います。

○平良昭一委員 これは、元土木建築部長にもお聞きしたいと思えますけれども、県は今、請負業者に対する返還請求も視野に入れているということで、考え方を示しております。それに関しては第三者委員会の中でも、大成JVからの意見聴取は全くなくして、請負業者からも返還されるべきだという認識を示しております。それも第三者委員会の設立の趣旨でもありますので、県が請負業者に求めることに関して、お二人はどう考えていますか。

○漢那政弘参考人 請負業者に対する請求につきましては、第三者委員会にも触れられておりますが、現在の私からしますと、やはり県の対応を見守っていききたいと。コメントは差し控えたいと思えます。

○赤嶺正廣参考人 同じでございます。

○平良昭一委員 お二人は、この第三者委員会の報告書を当然、お読みになられましたね。

○漢那政弘参考人 入手しまして、読ませていただきました。

○赤嶺正廣参考人 読ませていただきました。

○平良昭一委員 それに関して、第三者委員会は請負業者に対しても返還すべき旨をある程度示しています。しかし、請負業者に対して全く意見を聞いていないことに関しては、大変疑問だと思います。その理由として県サイドから、これは県がやってきたものであるから、請負業者に対しては全くないと。そうであるがゆえに、請負業者の意見を聴取する必要はないとコメントしていらっしやいますけれども、そういう事実があったのですか。

○末吉幸満道路街路課長 私どもは、第三者委員会の事務局として事務を預かりましたけれども、連絡要員として預かりましたけれども、だれを呼ぶということは第三者委員会で決めてございます。私どもが請負業者を呼ぶ、呼ばないという判断はしてございません。もし、第三者委員会の委員長、委員の方々が請負業者も呼ぶべきだということがあれば、当然、それなりのことはやりました。ただし、そういう話は一切ございませんでした。

○平良昭一委員 ある書面からですけれども、委員から施工業者にも事実を確認したいという意見があった際に、県は、今回の問題に関して施工業者の責任は少ないことから、施工業者を呼ぶことは考えていないと回答したと言っているのです。

○末吉幸満道路街路課長 私どもは、そういう発言をしたような記憶はございません。

○平良昭一委員 これは後で確認しないといけないと思いますけれども、第三者委員会の中ではそういうことがあるものですから、請負業者を呼ばずにそういう指摘をしているわけです。その中で、これまでのやりとりを見てみると、請負業者に対してはそんなに責任はないような言い方をしているのです。我々にはそうとらえられるのです。私たちがあくまでも、にせの契約をつくってや

ったのだと。その中で、請負業者と金額の折り合いはつかなかったかもしれないけれども、あくまで主導してきたのは県ですというニュアンスに聞こえるのです。そうであれば、今県が示している、請負業者から返還金を取ることにはなり得ないのではないですか。その辺に対して、いかがでしょうか。

**○当間清勝土木建築部長** 今、弁護士とその論点を整理しているところでございます。ただし、第三者委員会の報告書14ページにあるように、もちろん契約書を作成して、枠組みを提案し、推進したのは県であると。このような実情からすると、返還を求めることは若干ちゅうちょされるが、しかしながら、県が主導したとはいえ、大成JVは虚偽の契約であることを認識しながら、契約書の作成にかかわっていたと。公共工事に携わる者として、県が公金を支出できないことは当然に理解していたものと考えられるということです。大成JVは軽視できないということもありますので、私たちは今、そういう第三者委員会の提言も受けて、論点を整理して、検討しているところでございます。

**○平良昭一委員** 県は確認してないと言っていますけれども、請負業者の責任は少ないということで、沖縄建設新聞の中では言われているわけです。そういうコメントをしているわけです。それに対して請負業者は、なぜ私たちの意見も聞かずに、いきなり調停を持ってきて、私たちも返還しなさいというのかと、非常に疑念を持っているわけです。その辺を整理しないと一今回、大成建設株式会社もお呼びして、こういう問題をお聞きするつもりでありましたけれども、出席はできないということでもあります。県の主張はある程度わかってきました。当然、これは請負業者の意見も聞かないことには、これ以上先に進まない問題もあると思います。その辺はまた後で、それなりの措置をしていくような、議会は議会なりの、委員会は委員会なりの立場の中で、強制的な法的根拠を持ちながら、やらざるを得ない状況が出てくるのかなとも若干思います。

もう一点です。5件に分割されてやりました。どういう経緯から5件に分割して、再度契約したのですか。

**○赤嶺正廣参考人** 第三者委員会の指摘で、本庁が一たしか、それを知らないために、事務所契約で分割したという指摘だったと思います。まず、工事を分割することに関して、特に事務所内で議論したことはありませんでしたので、詳しく把握しているわけではございません。ただ、この第三者委員会の指摘も、その当時、既に土木事務所で1億5000万円まで所長決裁できるという状況があったと、半信半疑に書いていることではございまして、そして、特に先ほど申

上げましたとおり、南部土木事務所としましては、これを本庁に相談こそすれ隠す理由は何もありませんでした。

○平良昭一委員 確かに、5000万円から1億5000万円までと変わった時期でもありました。再度契約するという事は、工事が終わってからの段階ですよ。その中で、これまで注視されてきたのは、議会の承認を得ることを避けようということが働いたのですか。その辺はいかがですか。

○赤嶺正廣参考人 この工事5件で、全部合わせても6000万円ですから、議会議事項とは関係ないと思いますが。

○平良昭一委員 第三者委員会の中では、そういう取り扱いではないですよ。だから、見ましたかと言っているのです。議会の承認を得ないような戦略を持っていたらとまで言われているのです。そういう考えが少しでもあったのですか、なかったのですかということだけ教えてください。

○赤嶺正廣参考人 ありませんでした。

○平良昭一委員 あと1点、第三者委員会からの指摘で非常に気になるのは、現場の指示が安易な工事であったという指摘をされていますけれども、当時の担当者として、その指摘に関してはどう思いますか。

○赤嶺正廣参考人 第三者委員会の指摘は、常に工事をやる前に契約があるべきだという視点からの指摘でございますけれども、これまでの公共工事のあり方は、現場で指示を出して、一番最後に精算する形で設計変更がなされていたという実情でございます。これはやはり、契約が先にあるべきという基本から外れているという御指摘がございますので、この点はやはり、今後何がしかの是正が必要ではないかと思っています。

○平良昭一委員 最後にお聞きしますけれども—これは、本当は請負業者に聞きたかったのですけれども、請負業者も虚偽の契約であったということを認識してやってきたと思っていますか。これはお二人に聞きたいと思っていますけれども、この一連の流れの中で、契約に関してやってきたことで。

○赤嶺正廣参考人 虚偽というのは、現場を精算する形で契約したことが虚偽

となっておりますが、恐らくこれまでの感覚では、そういうものに対してしっかり認識していなかったところがあったのではないかと思います。現場を精算する形での契約に対してです。

○漢那政弘参考人 請負業者がどう虚偽だと思っていたかというお話ですが、私は、請負業者がどう思っていたのか確認したことがありませんので、それについては的確な答弁ができませんが、少なくとも私どもは、南部土木事務所が現場指示で行った工事の支払いを随意契約で行ったものと考えているのです。工期も3月25日で本体工事と重なっております。そういう意味で虚偽だとか、故意だとかいうこと、虚偽の契約だという認識とは思っておりません。

○平良昭一委員 ちょっとわかりづらいものですから、いわゆる今、争点になっているのは、請負業者を含めて法令違反をしているかということに関して聞きたいわけです。その中で、皆様は認識はしていたと。いわゆるにせの契約書をつくっているということは、当然認識はしているわけですよ。それが返還金を伴っているわけですから。請負業者もそれに対してサインするわけですから、悪いと思いながらサインしていると思いますかと、本人たちも意識していると思いますかということを知りたいのです。

○漢那政弘参考人 請負業者がどういう認識で契約したかという御質疑の趣旨だと思いますが、私のほうでは、請負業者はそういう虚偽の契約だとか、そうではないということは確認したことがありませんので、私からは答弁は差し控えさせていただきます。

○赤嶺正廣参考人 県も契約時点では、虚偽という考えは持っておりませんでした。指摘を受けて、会計検査院とやりとりをする中でそういう指摘を受けて、これを認めたということですので、そういうことでございます。

○平良昭一委員 これは、どうしても請負業者からの意見も聞かないといけません。私は、県の意見はそれである程度わかりますけれども、請負業者が本当にそういう認識の中でやってきたかという確認をしたいと思います。この辺はまた今度の問題だと思います。終わります。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。  
新垣安弘委員。

○新垣安弘委員 1点だけ土木建築部長にお伺いしたいのですけれども、今、参考人お二人のいろいろな意見の陳述があって、大体、状況が見えてきた。お二人ともよかれと思って、やってきているわけです。そういう状況の中で、そこら辺の感覚は土木建築部長も一緒かと思うのです。県は、不服の申し出を国に出しているわけです。これは今、県民から見たら、県が不正をやって、結局5億円を税金で返せと言われていて。そこに対する県民の不満があるのです。そこを県は、いや、そうではないのだということで、一たんお金を返した後、これから不服の申し出をして、返したお金をもう一回こっちに戻すべきだということをするわけです。そこで、県がこれから国に対して、不服の申し出をやっていくわけです。事情はいろいろと、参考人が述べた事情があった。こういう事情でもって、国に対してこれから交渉を始めていくのですが、どれだけ県の意向を再度、国に伝えて、返したお金を返してもらおうという強い意志を持っておられるのか。そして、この不服の申し出をしっかりと、県の要望を国に対してのませていくというか、そういう交渉をこれからやっていくのですが、そこら辺の勝算というか、県の意向をしっかりと国にのんでもらって、一たん返したお金をもう一回返してもらおうと。そこら辺を、この問題をこれからどういう形で国との間で展開していくのか。そして勝算というか、そこら辺の見込みはどう見ておられるのか。最後に、土木建築部長のお考えを聞かせてください。

○当間清勝土木建築部長 3月30日に不服の申し出をしまして、4月23日に意見聴取を受けております。この概要版に書いてあるとおり、県としては、本来変更協議が整ったのであれば、47.2%の分は国から補助としていただけると。今回の識名トンネルの国庫補助金返還の件については、契約の問題ではあるのですけれども、県としてはトンネル工事にすべて使って、それもすっかり工事はでき上がって、品質も確保されているという状況の中で、全額の返還は不服だということで、申し出をしているところでございます。

それで今後は、内閣府沖縄総合事務局から見解が返ってきますので、その見解の内容を再度精査した上で、その後は三役と調整して対応したいと考えています。現在、勝算があるとか、そういったコメントは差し控えさせていただきたいと思います。

○新垣安弘委員 47.2%の分を戻してくれということなのか、それとも全額を戻してもらいたいという働きかけをやっていくのか。そこら辺はどうですか。

○当間清勝土木建築部長 詳しい金額も載っていますけれども、47.2%の分は、もし変更協議が整っていれば、その分は国庫補助金としていただけるものだという理解で、私たちは47.2%の分だけ、国に申し出をしているところでございます。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。  
休憩いたします。

(休憩中に、嘉陽委員から執行部に対して、請負業者から返還金を請求する気はあるのかとの確認があり、当間土木建築部長から、現在、請負業者への返還請求に関してどう理論構成していくのかについて、弁護士と調整しているところであるとの回答があった。

また、當山委員長から赤嶺参考人に対して、当時は本体工事の47.2%で追加工事を契約しなければいけない決まりはなかったと判断してよいかとの確認があり、赤嶺参考人から、追加工事は本体工事の契約外であるため、これについて、新たに注文したものを押しつけることは無理があるのではと考えた。請負業者の同意があれば当然できるわけで、同意を粘り強く求めたけれども、同意は得られなかったとの回答があった。

さらに、當山委員長から執行部に対して、現時点ではどうかとの確認があり、末吉道路街路課長から、今も変更契約をするときは、当初の契約工事の請負率を掛ける従前のスタイルである。例えば、国では総価契約単価合意方式とあって、新たな工種が出たときには、改めてこれに対して単価合意あるいは諸経費を積算して、請負率は掛けないという積算体系になっており、県もそれであれば、当時こんなに大きな問題にはならなかったかと考えるとの回答があった。)

○當山眞市委員長 再開いたします。  
ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 質疑なしと認めます。

以上で、土木建築部長及び参考人に対する質疑を終結いたします。

この際、参考人各位に対し、委員会を代表して一言お礼を申し上げます。

本日はお忙しい中にもかかわらず、長時間にわたり貴重な御意見をいただき心から感謝いたします。

本日拝聴いたしました内容等につきましては、今後の委員会審査に十分生かしてまいりたいと思います。

漢那参考人、赤嶺参考人、まことにありがとうございました。

説明員の皆さん、御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人、説明員等退席)

○**當山真市委員長** 再開いたします。

以上で、予定していた議題等は終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 當山眞市